

## 令和3年度障害者等相談支援事業について

### 1 実施概要

【目的】障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する諸般の問題について、障害者・障害児及びその関係者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言、その他権利擁護のために必要な支援を行う。

【実施体制】例年どおり、基幹相談支援センターである障害者相談支援推進センターのほか、市内10事業所において業務を実施した。

各事業所の実施業務等は下記のとおりである。

<p>身体相談支援事業所（3箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談支援事業</li> <li>(2) 身体障害者生活支援事業</li> <li>(3) ピアカウンセリング事業</li> <li>(4) 虐待防止センター</li> </ul>	<p>知的相談支援事業所（3箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談支援事業</li> <li>(2) 障害児等療育支援事業</li> <li>(3) 虐待防止センター</li> </ul>
<p>障害者相談支援推進センター（1箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基幹相談支援センター事業</li> <li>(2) 相談支援推進事業</li> <li>(3) 虐待防止センター</li> </ul>	
<p>精神相談支援事業所（3箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談支援事業</li> <li>(2) 地域活動支援センター</li> <li>(3) 虐待防止センター</li> </ul>	<p>重心相談支援事業所（1箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談支援事業</li> <li>(2) 障害児等療育支援事業</li> <li>(3) 虐待防止センター</li> </ul>

### 2 相談支援事業の実績について

#### ① 相談件数の推移

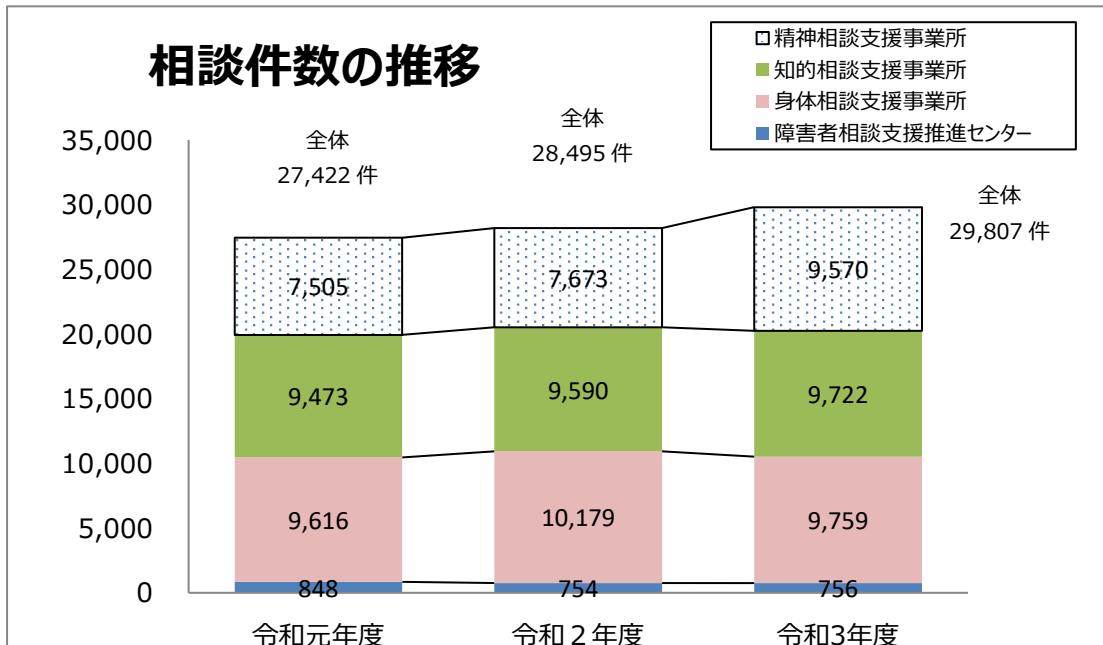


表1 相談件数の推移

相談件数は前年度と比較して、1,312件増加した。

② 相談実人数の推移

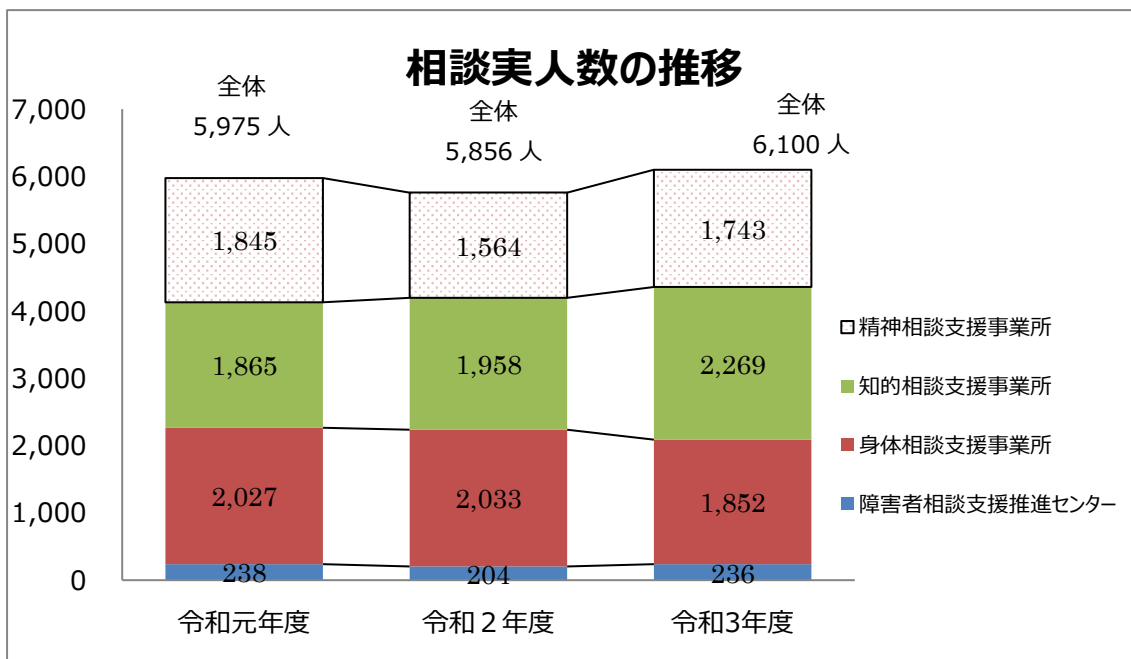
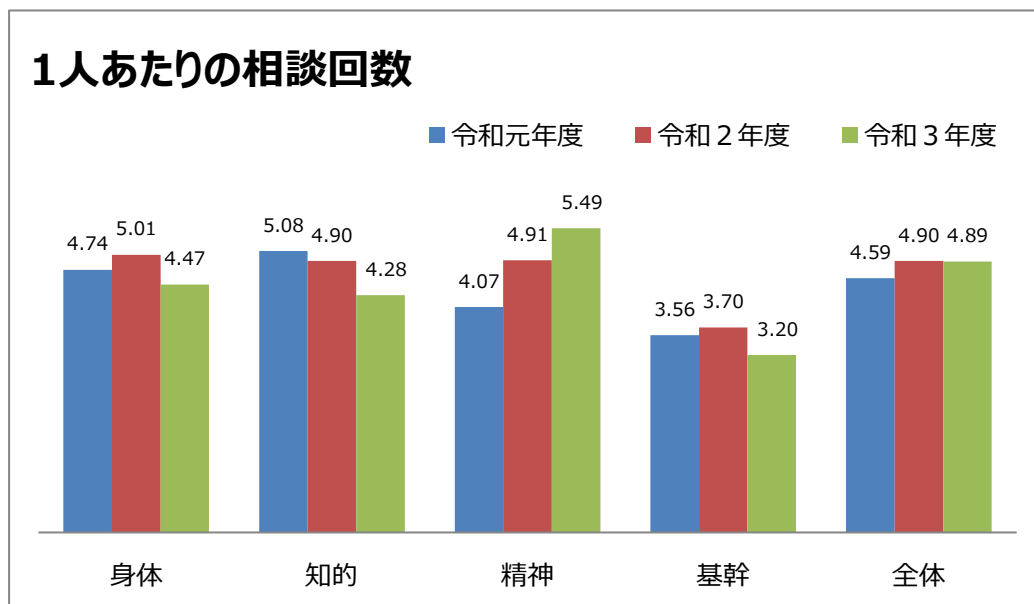


表2 相談実人数の推移

相談実人数は、令和2年度と比較し、全体で244人増加している。精神相談支援事業所で179人増加、知的相談支援事業所で311人増加、身体相談支援事業所で181人減少している。

③ 1人あたりの相談回数の推移

表3 1人あたりの相談回数の推移



全体では、1人あたりの相談回数は令和2年度の4.90回から4.89回に減少した。障害種別で見ると、精神の相談支援事業所において令和2年度に比べて回数が増加した。

④ 相談者の障がい種別

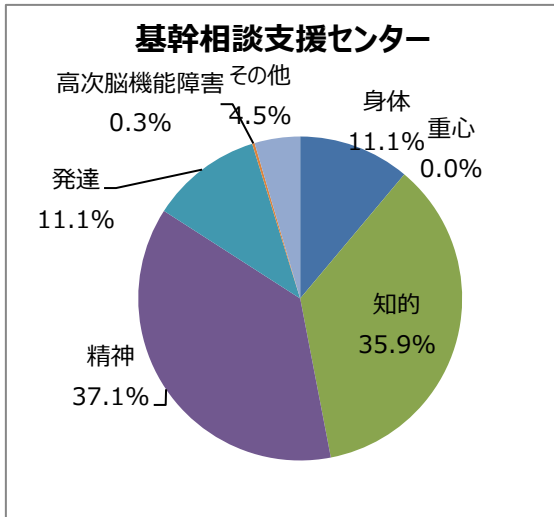


表 4 相談者の障がい種別 (基幹相談支援センター)

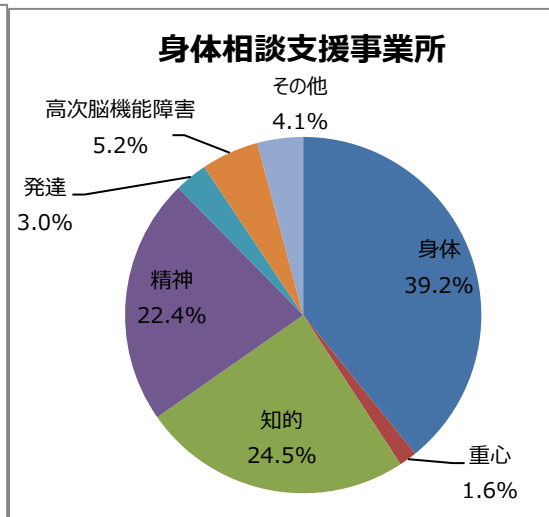


表 5 相談者の障がい種別 (身体相談支援事業所)

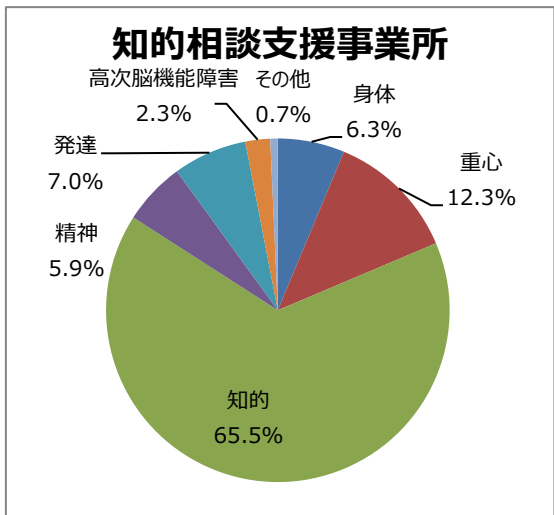


表 6 相談者の障がい種別 (知的相談支援事業所)

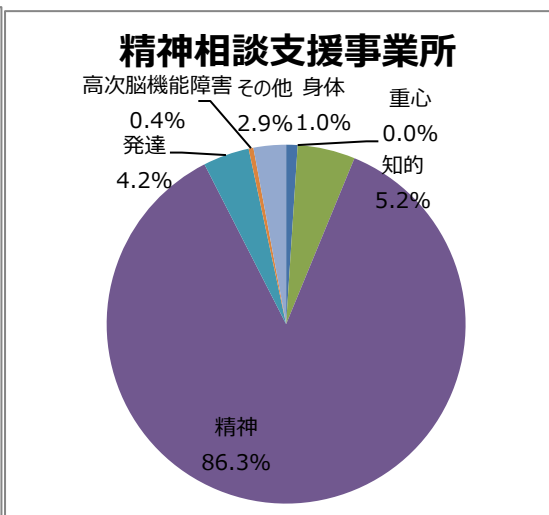


表 7 相談者の障がい種別 (精神相談支援事業所)

各事業所とも基本的にはそれぞれ専門とする障がい種別の相談者に対応しているが、表 5 に示すとおり、特に身体相談支援事業では、身体障がい以外の相談者で 50%を占めており、障がい種別を問わず、相談者の対応にあたっていることが分かる。

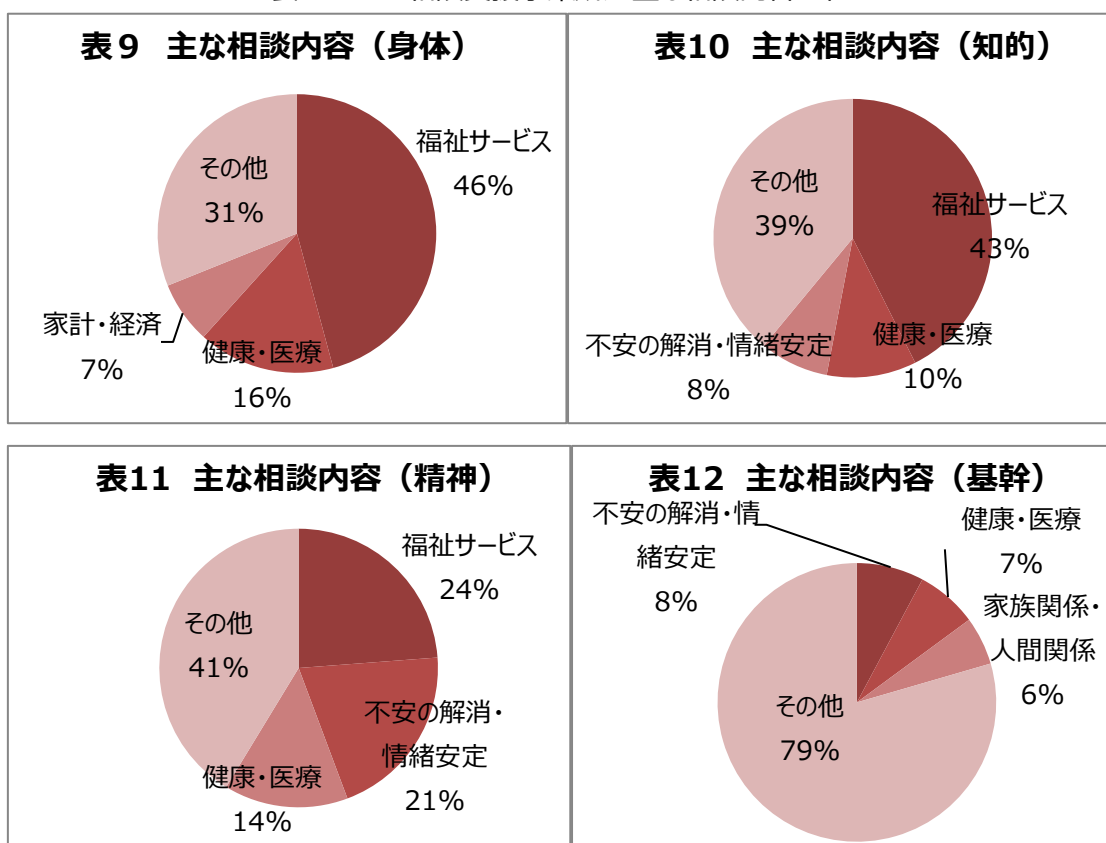
⑤ 相談支援の対応方法

身体相談支援事業所		知的相談支援事業所	
① 電話相談	57.0%	① 関係機関への連絡・案内	54.9%
② 関係機関への連絡・案内	14.4%	② 電話相談	24.7%
③ 訪問	7.9%	③ 訪問	5.6%
精神相談支援事業所		基幹相談支援センター	
① 電話相談	44.0%	① 電話相談	54.5%
② 関係機関への連絡・案内	39.2%	② 個別支援会議	16.9%
③ 来所相談	10.2%	③ 訪問	11.6%

表8 各相談支援事業所の対応方法上位3つ

身体・知的・精神相談のいずれも「電話相談」と「関係機関への連絡・案内」が主な対応方法となっている。上位3つの対応方法については、昨年度とほぼ同様の結果であり、日頃から関係機関との連携を重ねていることがうかがえる。

⑤ 主な相談内容 表9～12 相談支援事業所別主な相談内容上位3つ



身体・知的・精神の事業所ともに「福祉サービス」が上位にあり、身体・知的相談支援事業所では40%以上を占めている。

## ⑥ 相談支援事業全般についての各事業所で分析・課題等（報告書より抜粋）

### 傾向 1 困難事例について

- ・8050 世帯で、80 の両親と 50 の息子が精神障がい等が疑われるケース。  
父親は家のことは何もせず、息子からの要求に応じるのみ。母親は寝たきり状態で、息子が介護していた。息子は、レーザー光線で攻撃される等訴え、エアコンにカバーをし、窓もカーテンも閉め切る等の環境で生活していた。その結果、母親が脱水と熱中症で入院となり、それを機に本人も精神科病院へ入院となった。障がい者本人が支援や通院を拒否する中で支援することが難しく、何か大きな事が起きないと、支援のきっかけがつかみにくいケース。
- ・関係機関や家族が本人への支援を求め、介入を試みるが、本人の承諾が得られず、支援が滞っている。また、社会的なルールが理解できず、福祉サービス等の制度に乗れないケースが増加している。時間をかけて対応は継続しているが、このようなケースは当事業所だけでは状況改善が難しいため、行政や様々な関係機関に協力を求めているが、解決策が見つからない場合がある。
- ・他の関係機関では対応できないとのことで、定期面談の依頼があり、本人の状況的（年齢や障害状況等のなかにはただ傾聴を希望することもある）に繋げるサービスがなく、解決しないまま新規相談の対応にも追われている状況である。特に不登校児童の相談が多く、単純に不登校だけではなく家庭環境にも困難さを抱えている場合が少なくない。
- ・相談内容としては昨年度に引き続き高齢分野からの相談が多く、連携が進んだこともあり、その内容も多様かつ困難さが目立った。短期間で解決するケースが少なく、来年度も引き続き支援が必要となっている。

### 傾向 2 関係機関との連携について

- ・8050 に関する問題、手帳がなくやもなく包括が支援しているケース、などについて高齢分野と連携して支援にあたる事が多くあった。問題が多様化しているため、他の機関との連携も必要になっている。
- ・不登校の児童の相談が増えているが、どのように解決していくのか手立てが確立していない。個々のケースで本人や家庭の状況が様々であるが、教育機関や児童相談所は卒業や 18 歳で支援終了となり、協働支援ができる機関に限られている。だからこそ、ケース会議の参加等、連絡を密にできるとありがたい。
- ・医療相談員の方から情報提供があったり、医療との連携は取れるようになってきています。緊急時や高次脳機能障害の方々については医療機関も協力していただけるようになって来ているかと思えます。